



平成 20 年 2 月 8 日

各位

会社名 株式会社アルペン
代表者 代表取締役社長 水野 泰三
(コード番号 3028 東証・名証第一部)
問合わせ先 専務取締役 安藤 勝英
(TEL 052-559-0125)

(訂正)「平成 19 年 6 月期 決算短信」の一部訂正について

平成 19 年 8 月 9 日に発表いたしました「平成 19 年 6 月期 決算短信」の内容につきまして、下記のとおり一部誤りがありましたので訂正いたします。

記

1. 訂正箇所

- ・ 21 ページ

4. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4. 会計処理基準に関する事項

(3) 重要な引当金の計上基準

③退職給付引当金

- ・ 51 ページ

5. 個別財務諸表

(4) 重要な会計方針

6. 引当金の計上基準

(3) 退職給付引当金

2. 訂正の内容

訂正部分には下線を付して表示しております。

- ・ 21 ページ

4. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

4. 会計処理基準に関する事項

(3) 重要な引当金の計上基準

③退職給付引当金

(訂正前)

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日) | 当連結会計年度 (自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日) |
|----|--|--|
| | <p>③退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> | <p>③退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 19 年 6 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当連結会計年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は 4,096 百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 44-2 項を適用した場合に生じる利益の見込額は <u>267 百万円</u> であります。</p> |

(訂正後)

| 項目 | 前連結会計年度 (自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日) | 当連結会計年度 (自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日) |
|----|---|---|
| | <p>③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> | <p>③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10 年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 19 年 6 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当連結会計年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は 4,096 百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号）第 44-2 項を適用した場合に生じる利益の見込額は <u>3,914 百万円</u> であります。</p> |

5. 個別財務諸表

(4) 重要な会計方針

6. 引当金の計上基準

(3) 退職給付引当金

(訂正前)

| 項目 | 前事業年度 (自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日) | 当事業年度 (自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日) |
|-----------------|---|---|
| 6. 引当金の 計上基準 | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。</p> | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報) 確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成 19 年 6 月 1 日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当事業年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は 4,040 百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当事業年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号)第 44-2 項を適用した場合に生じる利益の見込額は <u>267 百万円</u>であります。</p> |

(訂正後)

| 項目 | 前事業年度 (自 平成 17 年 7 月 1 日 至 平成 18 年 6 月 30 日) | 当事業年度 (自 平成 18 年 7 月 1 日 至 平成 19 年 6 月 30 日) |
|-----------------|---|---|
| 6. 引当金の 計上基準 | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。</p> | <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により、発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成19年6月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当事業年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は4,040百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる利益の見込額は<u>3,914百万円</u>であります。</p> |

以上